

京都市交通局管理規程 6-10（京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程）の一部を次のように改正する。

平成17年12月28日

京都市公営企業管理者  
交通局長 島田 與三右衛門

第2条第1項第2号の表中

1,000円	1,000円
--------	--------

 を

1,100円	1,000円
--------	--------

 に改め、

同項第3号及び同条第3項第3号を削る。

第6条の2各号列記以外の部分中「及び市バスとくとくカード(以下この条において「トラフィカ京カード等」という。)」を削り、同条第1号中「トラフィカ京カード等」を「トラフィカ京カード」に改め、同条第2号前段中「トラフィカ京カード等」を「トラフィカ京カード」に改め、「トラフィカ京カードにおける」を削り、同号後段中「トラフィカ京カード等」を「トラフィカ京カード」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「(市バスとくとくカードを除く。以下この条について同じ。)」を削り、同条第3号イ中(イ)を削り、(ウ)を(イ)とし、(エ)を(ウ)とする。

別記様式中第3号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この改正規程は、平成18年1月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正規程による改正後の京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の規定にかかわらず、市バスとくとくカードは、その残額がなくなるまで使用できるものとする。
- 3 この改正規程による改正後の京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売したトラフィカ京カード1,000円券（大人及び小児）の使用限度額は、1,000円とする。

(交通局企画総務部企画課)